

令和 4 年 第 2 回 定例会

長柄町議会 会議録

令和 4 年 6 月 7 日 開会

令和 4 年 6 月 7 日 閉会

長柄町議会

令和4年長柄町議会第2回定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (6月7日)	
○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○一般質問	6
本 吉 敏 子 君	6
1. 成人年齢引下げについて	
2. 公共交通の充実について	
3. 微生物使う循環型農業「アクアポニックス」の取組について	
4. 物価高騰等に対する地方創生臨時交付金の活用について	
三 枝 新 一 君	25
1. 農業問題について	
2. 小学校統合問題について	
○報告第1号の上程、説明	38
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	49

○議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
○議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
○議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
○同意第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
○請願第 1 号、請願第 2 号の上程、説明、採決	67
○日程の追加	68
○発議案第 1 号、発議案第 2 号の上程、採決	69
○閉議及び閉会の宣告	70
○署名議員	71

令和4年長柄町議会第2回定例会を次のとおり招集する。

令和4年5月2日

長柄町長 清 田 勝 利

1 期 日 令和4年6月7日

2 場 所 長柄町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1 番	高 橋 智恵子 君	2 番	岡 部 弘 安 君
3 番	鶴 岡 俊 雄 君	4 番	池 沢 俊 雄 君
5 番	三 枝 新 一 君	7 番	本 吉 敏 子 君
8 番	星 野 一 成 君	9 番	月 岡 清 孝 君
10 番	柴 田 孝 君	11 番	古 坂 勇 人 君

不応招議員（なし）

令和4年長柄町議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

令和4年6月7日(火曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報告第 1号 令和3年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(長柄町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 7 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 8 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(長柄町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第 9 議案第 1号 長柄町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 2号 長柄町墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 3号 契約の締結について
(長柄町旧公民館解体工事)
- 日程第 12 議案第 4号 財産の取得について
(長柄町新公民館什器購入)
- 日程第 13 議案第 5号 令和4年度長柄町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 14 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 15 請願第 1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

請願第 2 号 「国における 2023 年度教育予算拡充に関する意見書」採択に
関する請願

追加日程第 1 発議案第 1 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

発議案第 2 号 国における 2023 年度教育予算拡充に関する意見書

出席議員（10名）

1 番	高橋 智恵子 君	2 番	岡部 弘安 君
3 番	鶴岡 喜豊 君	4 番	池沢 俊雄 君
5 番	三枝 新一 君	7 番	本吉 敏子 君
8 番	星野 一成 君	9 番	月岡 清孝 君
10 番	柴田 孝 君	11 番	古坂 勇人 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	清田 勝利 君	副町長	田中 武典 君
総務課長	内藤 文雄 君	企画財政課長	白井 浩 君
税務住民課長	山越 康弘 君	健康福祉課長	森田 孝一 君
建設環境課長	若菜 聖史 君	産業振興課長	小泉 義彦 君
会計管理者	石井 和子 君	教育長	石川 和之 君
学校教育課長 兼給食センター所長	川田 亨 君	生涯学習課長 兼公民館長	松本 昌久 君
選挙管理 委員会書記長	内藤 文雄 君	農業委員会 事務局長	小泉 義彦 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤 幹宏	議会書記	貝塚 匡
議会書記	那須 悠太		

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（古坂勇人君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中お集まりいただき、ご苦労さまです。

傍聴の皆様方には、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は、10名全員であります。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより令和4年長柄町議会第2回定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（古坂勇人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則120条の規定により、議長より指名いたします。

1番 高橋 智恵子 議員

2番 岡部 弘安 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（古坂勇人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日6月7日から8日までの2日間にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から8日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（古坂勇人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書が提出されました。印刷してお手元にお配りしてございますので、ご了承ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（古坂勇人君） 日程第4、一般質問を行います。

ここで議長からお願いいたします。

一般質問については、既に通告されておりますので、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了解願います。

なお、質問、答弁を含めて60分以内で終わるよう、ご協力をお願いいたします。

では、会議規則第61条の規定により、順次発言を許します。

◇ 本 吉 敏 子 君

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） 皆様、こんにちは。

7番、本吉敏子でございます。よろしくをお願いいたします。

本町の新型コロナウイルス感染症も、3回目のワクチン接種の効果によって、重症化や感

染症が少なくなってきました。行動制限も緩和されていますが、これからも気をつけて行動していきたいです。

また、本町でも、4回目のワクチン接種についても特例臨時接種として位置づけられ、対象者を限定し実施されるようですが、関係者の皆様には今後も対応等を追われますが、よろしくお願いたします。

昨日、九州より早く関東甲信で梅雨入りをしました。今後、大雨や土砂災害等の注意が必要です。

また、急に暑かったり寒かったり、一人一人の体調管理に気をつけていただきたいと思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、1項目め、成人年齢の引下げについてお伺いたします。

民法が改正になり、2022年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。成年年齢の引下げによって、18歳、19歳の方は、親の同意を得なくても、様々な契約をすることができるようになりました。

例えば、携帯電話を購入する、独り暮らしのためのアパートを借りる、クレジットカードを作成する、ローンを組んで自動車を購入するといったことができるようになります。

また、親権に服することがなくなる結果、自分の住む場所や、進学や就職などの進路について、自分の意思で決めることができるようになり、もっとも、これらについて、親や学校の先生の理解を得ることが大切なことには変わりはありません。未成年者の場合、契約には、親の同意が必要です。もし、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた未成年者取消権によって、その契約を取り消すことができます。成年に達すると、親の同意がなくても自分で契約ができるようになりますが、簡単に取り消すことはできなくなります。つまり、契約を結ぶかどうかを決めるのも自分なら、その契約に対して責任を負うのも、自分自身になります。

契約には様々なルールがあり、そうした知識がないまま安易に契約を交わすと、トラブルに巻き込まれる可能性があります。社会経験に乏しく、保護がなくなったばかりの青年を狙い打ちする悪質な業者もいるので、注意が必要です。

そこでお伺いたします。

1点目、教育現場における消費者教育について、どのような対策を考えておられるのか、

お伺いいたします。

続きまして、2点目、成人式の祝賀行事の実施について、国民の祝日に関する法律で、大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い、励ます意味で、成人式はどのような形式で行うのか、また、18歳の成人のあかしの祝賀をどのように行うかを伺います。

1項目めの質問を終わります。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

石川教育長。

○教育長（石川和之君） 本吉議員のご質問にお答えします。

1項目めの成人年齢引下げについてですが、ご存じのとおり、成年年齢が引き下げられ、社会に主体的に参加できるようになると同時に、消費者トラブルに巻き込まれる危険性も高まります。自立した消費者を育成するための消費者教育の推進が大切となります。

1点目の教育現場における消費者教育についてですが、学習指導要領では、契約の重要性や消費者の権利と責任などについて学習し、自立した消費者として行動する力を育むことが求められています。

小学校では、社会科で、販売や生産の仕事、消費者の多様な願いを踏まえ、売上げを高めるよう工夫して行われていることを理解すること。家庭科で売買契約の基礎について学びます。

中学校では、社会科で消費者の保護について、それらの意義を理解すること、技術家庭科の家庭分野でクレジットなどの3者間契約についてや、売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応について、そして、自立した消費者としての責任ある消費行動を考え、工夫することなどを学びます。

高校生については、公民科において、新しく必修科目「公共」が設置され、多様な契約及び消費者の権利と責任を学びます。また、家庭科でも消費者教育の充実が求められています。

小中学校においては、SDGsの12番目の目標、「つくる責任 つかう責任」と関連づけながら、発達段階に応じ、様々な場面で消費者教育を推進してまいります。

また、高校生等については、ホームページや広報等を活用し、資料の提供を検討してまいります。

2点目の成人式の祝賀行事の実施についてお答えします。

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、本年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げ

られました。しかし、成人式については法律上の定めはなく、各自治体の判断で実施することになっております。

本町では、18歳は進学や就職に向けた準備の時期であり、参加が難しいこと、18歳で全ての権利が認められないことなどから、引き続き、20歳を対象に成人式を開催することになりました。

なお、法務省の行った調査では、約95%の市町村が20歳を対象に成人式を実施するという結果が出ており、長生郡市においても、全てが20歳を対象としております。

以上、本吉議員への答弁といたします。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

教育長のほうから、小中高の授業で消費者教育を学んでいるということでお伺いさせていただきます。

成人年齢が18歳からとなりましたので、改めて消費者教育をきちんとしておくべきではないでしょうか。

また、親の意識も大きく変えていかなければいけないということを啓発する機会と考えますが、当局の考えをお伺いいたします。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

川田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（川田 亨君） お答えいたします。

今、議員ご指摘のとおり、子供たちの指導を行っても保護者の意識も変えなければいけないと思います。

機会を捉えまして、保護者にも伝えるとともに、子供たちの指導を重ねて行っていただくと考えております。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、新たな式典は、20歳ということで行っているという、祝賀に関してはお話があったと思います。

新たな式典の名称というのは考えていただけますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（古坂勇人君） 松本生涯学習課長。

○生涯学習課長兼公民館長（松本昌久君） お答えします。

名称については、今後検討していく予定でございます。今の時点ではまだ決まっておりません。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） ぜひ、皆さんが集いやすいような、そういう名称を考えていただきたいなと思います。

また、次に、成人式は20歳を対象とされるということでありましたけれども、どのように決められたのか、お伺いさせていただきたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

松本生涯学習課長。

○生涯学習課長兼公民館長（松本昌久君） 成人式については、4年度の町の総合教育会議の中で、案件として取り上げて決めてまいりました。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） 総合教育の中でのということで、お話があったと思いますけれども、ほかでは皆さん、茂原市に関しましては、令和4年度に18歳を迎える市内の全中学3年生と保護者にアンケートを実施したとか、また、そういうふういろいろな場でアンケート調査をされたということですが、総合教育の中ということで、これは委員会か何かなんでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

松本生涯学習課長。

○生涯学習課長兼公民館長（松本昌久君） 教育委員さんも入られている、総合教育会議というところで決定させていただきました。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） 各自治体も、皆さんは20歳でということでお話があったと思いますが、できればアンケート調査もしていただきたいなというふうに思います。

一応決まったということですので、今後も何かあるときにはアンケート調査をしたらいいんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

あと、相談体制についてお伺いしたいと思います。

トラブルに巻き込まれていないのが一番ですが、もし巻き込まれた場合には、千葉県消費者センターや消費者のホットラインの連絡先だとかということであると思いますけれども、本町としてはどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

石川和之教育長。

○教育長（石川和之君） お答えします。

小中学校の子供たちにつきましては、日頃から、この消費者トラブルだけではなくて、様々な問題について、学校の中で相談体制がございます。そういう中で、こういう、相談があれば当然対応しますし、今議員おっしゃったように、消費者センターとか、ホットラインとかございますので、そういうところを紹介することもあると思います。

そして、さっき、川田課長言いましたように、保護者へのいろんなご協力というか啓発活動も含めてやっていきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） ぜひ、また、法務省の特設サイトというのが、URLからクリックすると「大人への道しるべ」ということであります。

1分で分かる、成年年齢引下げで何が変わるか学べるという、そういう漫画だとかクイズ的な形で掲載されておりますが、長柄町のホームページ、また広報にも掲載して、事前に未然に防げるような、掲載をぜひしていったらいいんじゃないかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

小泉産業振興課長。

○産業振興課長（小泉義彦君） 消費者行政から答弁させていただきます。

議員おっしゃるとおり、消費者のトラブル等の相談の窓口等の啓発については、ホームページ、広報を通じて今後実施してまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） ぜひ、早めにしていただきたいなと思います。

ほかの自治体では、早めに、昨年度からこういう取組をしているところが結構ありますので、今回の成年年齢引下げをきっかけとして、正しい知識が大切だと思います。消費者センターでは様々な啓蒙グッズも用意しておりますので、配布してもよいのではないかと思います。

すので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2項目めに移りたいと思います。

2項目め、公共交通の充実についてお伺ひいたします。

長柄町第5次総合計画策定に当たって、町民のアンケート調査の結果では、現在、長柄町が推し進めるべきことは、鉄道やバスなどの交通体系の充実と、道路や河川の整備などの生活基盤の充実が4割強の結果となっております。

また、地方創生で町の活性化のために必要なことは、公共交通手段の確保など、生活環境の充実が5割強となっております。

本町の公共交通は、バス交通が中心的役割を担っておりますが、民間バス路線の廃止や縮小に伴い、町民の満足する公共交通の充実は重要な課題となっております。

そこで、お伺ひいたします。

1点目、長柄町のホームページに掲載されておりましたバス路線に関する地域間幹線系統維持計画についてお伺ひいたします。

2点目、本町では、平成30年度から、町民の皆さんも対象に、路線バス運賃を助成を行う長柄町路線バス利用促進助成事業があります。要綱には、路線バスの利用促進及び路線の維持を図るとともに、学校教育における経済的負担の軽減、高齢者の積極的な社会参加の促進に寄与することを目的としていますが、もう少し助成補助対象についてお伺ひしたいと思います。

3点目、総合計画の公共交通の充実の取組の内容では、今後の若年層や高齢者等の移動制約者に配慮した新たな移動手段の検討と構築を推進とありますが、どのように検討されているのか、お伺ひしたいと思います。

2項目めの質問を終わります。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 本吉議員のご質問にお答えします。

2項目めの公共交通の充実についてですが、乗り合いバス事業につきましては、平成14年の改正道路運送法の施行に伴い、事業への参入、退出等の規制が緩和されました。これにより、交通需要の少ない地方部における乗り合いバス路線については、不採算路線からの退出、いわゆる減便や路線の廃止が加速しているという状況であります。

このため、千葉県では、国、県、市町村及びバス事業者で構成される千葉県バス対策地域

協議会を設置し、地域のニーズに応じた生活交通確保を図るための取組について、協議を現在行っているところでございます。

具体的には、市町村をまたがる広域的幹線的路線で、地域住民の通勤、通学、通院などに利用される移動手段として必要なものとして認められた生活交通路線のうち、一定の要件を満たす路線について、補助金を交付することによりバス路線の運行の維持を図っているものでございます。

ご質問のバス路線に関する地域間幹線系統確保維持計画についてですが、これは、乗り合いバス事業者が地域間幹線系統確保維持費補助金の交付を受けるために、千葉県バス対策地域協議会が策定するものとなっており、本町内の運行する路線で、この補助対象路線となっているものは、茂原駅ロングウッドステーション線となっており、千葉県バス対策地域協議会調整分科会で協議しております。

なお、ご質問のロングウッドステーション浜野駅線につきましては、現在、塩田喜多線が正式名で、従来より路線を短縮、減便した上で運行しているもので、千葉市と市原市において、千葉分科会で協議がなされております。共に協議自治体において意見募集するものとなっていることから、ご理解くださいますようお願いいたします。

次に、Suicaなど、ICカードの乗車券に対する助成についてですが、改めてバス事業者にも確認いたしました。令和元年9月議会で、本吉議員へのご答弁の当時と変更はございません。

次に、総合計画内の新たな交通体系がどのようなものを指しているかのご質問でございますが、前段に記載されているとおり、運転支援技術や自動走行などを指しているものですが、特に、次世代自動車や自動運転技術は、国の成長戦略として研究開発が進められ、まさに日進月歩で進化しており、1年で大きく変わることもある分野だと認識しております。

総合計画では、そのような未来の交通に期待し、また想定しておりますので、ご理解を賜りたく存じます。

以上、本吉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） 令和5年度の地域間幹線系統維持計画の中には、茂原南口ロングウッドステーションの1系統だけの計画しかやっぱり掲載されていませんでした。そのことについて、先ほども町長から答弁がありましたように、あと、茂原駅労災病院、また、茂原駅大津倉線の路線というのはどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。最初に茂原駅労災病院行きでございますが、そちらにつきましては、茂原駅ロングウッド線のいわゆる派生路線という扱いでございますが、今回のこの協議会の掲載の対象とはなってございません。どちらかという、運行事業者の努力によって運行が確保されている路線という認識かと思えます。

それから、大津倉線につきましては、大変赤字の度合いがひどくて、そもそものなといったら恐縮なんですけれども、国や県の補助が受けられる基準にないというところがございます。

この国や県の基準を受けるためには、1日当たりの乗車数とか、そういうものがある一定以上の路線について、その路線の存続するための国の補助金が入るという仕組みのものでございまして、それ以下の大津倉線につきましてはテーブルに乗っからないといえますか、そういう状況でございます。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） 助成の対象となる路線バスの利用状況というのが、今は赤字路線ということでもお話があったと思いますが、利用状況がもし分かりましたら、何名ぐらいの方が利用されているのか、各路線ごと教えていただければと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

というか、お答えにならないところもあるんですけども、今回のこの一般質問をお受けするに当たりまして、バス事業者の小湊のほうにも、この辺りを確認を一旦投げてあるんですが、実際その辺りの細かい数字等については持ち合わせていないということでございました。

ただ、大津倉線がどのぐらいのことを、まず、最初に大津倉線の話で恐縮なんですけれども、申しますと、補助に乗っかるためには、1日当たり15名以上を150名未満、150に超えれば十分補助金を出さなくてもいい路線だということになるのかなと思いますけれども、15名以上の乗車があることとなっておりますので、そこに乗っからないということはそれ未満という状況だというふうに認識しております。

茂原駅労災病院線につきましても、口頭で聞いたところによりますと、当初の思惑とはちよつと違ひまして、なかなか乗車のほうが伸びていないという状況でございます。

この点につきましては、従来の答弁でも申し上げておりましたけれども、ちよつと随分昔のことになりますが、茂原駅から千葉駅の急行バスがあつた時代には、まだまだ、一気通貫して上のほうに向かうということで、そのような手段が幾つかあつたということで、お客様のニーズとしては、地域の基幹的な病院である労災病院の足を何とか欲しいんだということで、今、多分1日4便、片道4便かと思いますが、やってくれているという状況でございます。人数のことにつきましてのご答弁といたしましては、大変少ない推移だというふうに聞いております。

それから、塩田喜多線につきましては、塩田喜多線に過去になっているということにつきましては、この協議会においても、経営改善とか路線の短縮とか減便削減などを行つて、努力をした上で、どこまで維持をしていく補助金が続くかというところで、泣く泣くといいですか、仕方なく短縮をしているという状況だというふうに聞いておりました。今回のこのご答弁に当たりまして、長柄町内からの乗車数等について教えてくださいということで、言ったんですが、大変少ない人数ですと、乗車がないような日もあつてという状況でございますというお返事をいただいたという状況でございます。

それにつきまして、小湊さんのほうには、今後数値的なものを役場のほうでも欲しいので、ぜひ調査という、運転士さん、非常に運転業務で一生懸命なので、それが取れていないというところがあつたので、その辺も明確に示してもらいたいということで要望しております。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） 路線バス利用促進事業の助成の目的というのは、路線バスの利用促進及び路線の維持を図るとともに、学校教育における経済的負担の軽減、また、高齢者の積極的な社会参加の促進に寄与することを目的ということでされていますが、千葉方面を利用される方たちも結構いらっしゃると思うんですね。でも、補助対象にはならないということで、先ほども、補助対象にはなっていない。また、今までも、Suicaの提案をさせていただいたりとかしてきましたけれども、ある方からは、回数券が使えない、機械がないから使えないということで、以前はお話があつたと思うんですけども、ある方からは、運転士さんに渡せばいいじゃないのって、そういうことは、運転士さんが取ってもらうというような形で、千葉路線に関しても、やってみたらどうかということも考えてはいらっしゃるのかど

うか、お伺いしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

まさに、そのような部分も含めまして、塩田営業所、バス本部のほうとも話をしたんですけども、実務的に、回数券については、事業者としてはもうやめていくんだと、実際にもうやめております。長柄町のみが、この事業やっている関係で、回数券というものを特別に継続してくれているという状況でございまして、県内の皆さんの範囲までやっているかちょっと私、承知しておりませんが、ほかの地区では回数券を全くやめた。昨年か一昨年辺りから、そのようになっているというふうに伺っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） ということでありますと、また新たな助成を考えるとということはないのでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

長柄町については、この事業、利用促進ということ、車を持っていてもなるべくバスを使ってくれということ、を誘導するような事業ということで、よくやってくれている、自分たちで言うのもおかしいんですけども、よくやってくれているという事業者さんのほうのご意見の中で、この事業は続けて結構ですということでございますので、新たなといいますか、この事業を継続することに今、傾注していこうというふうに考えておりました、特に今、現行の段階で新たなというものは持ち合わせてございません。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） 長柄町の要綱の中に、対象者ということで、長柄町高齢者等外出支援タクシー利用助成を受けている方の利用状況ということで載っておりますが、利用状況をお伺いしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 利用状況、使用数とかそういう答弁とさせてもらってよろしいでしょうか。

手元にあるものと、最初に、平成30年に回数券670冊ほど出ました。

これは導入、初年度に近いところなんですけれども、回数券で670冊、定期券で26枚ということでした。

令和元年は、回数券774冊、定期券で40枚、令和2年で回数券530冊、定期券38枚、令和3年で回数券509冊、定期券32枚、以上のような状況でございまして、令和4年は始まったところで、現状までの数値は持ち合わせてございませんが、これを見ますと、正直、札数は年々減少している、微減、減少しているかと思えます。

これについては、分母の減少もございしますので、その辺の影響もあるのかなというふうに理解をしているところでございます。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） 利用助成の中の免許を返納した方、また妊婦の方、要介護4以上の方、障害をお持ちの方、人工透析を受けている方ということで、要綱の中には入っておりますが、どのぐらいの方が利用されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 申し訳ございません。

細かい数字については現在持ち合わせてございません。

ただし、手元にある高齢者の数とか学生さんの数、いわゆる登録者の数だけ申し上げさせていただきます。

現在高齢者で216名が登録をしております。これ使用者とは違いますので、登録者で216名、学生で85名、障害者で2名、このような状況となっております。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） 実際バスを利用される方というのは、要介護4以上、また人工透析を受けている方などは、利用しないと思います。できないと思います。対象者の見直しの提案をしたいと思いますが、当局の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

そのような方につきましては、現在行っております福祉タクシーですとか、そういうふうのご利用を促す形になろうかと思えます。

あと、タクシー券の助成の関係でも、介護タクシー等が使える形を補完する形でっておりますので、その使い分けへの形で対応していければとじていただければというふうを考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） ぜひ、もう一度よく精査していただきたいなというふうに思います。

車社会の進展と利用者の減少に伴い、路線バスの維持が困難になるだろう町民バスの廃止と、生活のための移動手段の確保が課題となっております。

先ほども町長の答弁にもありましたけれども、本町では、民間バス交通が公共交通の中心的役割を担っているわけですが、今後、バス路線の維持、また充実、高齢者等の外出支援タクシー利用助成制度の拡充とともに、運転支援技術や、自動走行などの先進技術の活用も視野に入れた、新たな交通体系の整備に向けた検討が求められると思います。

バス交通に関しては、現在、またロングウッドステーションから浜野行きですが、利用状況によっては、ちはら台駅のほうが利用者が多くなっているように感じます。

また、これも検討をぜひお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、3項目めに伺わせていただきます。

微生物を使う循環型農業、アクアポニックスの取組についてお伺いいたします。

アクアポニックスは水産養殖、アクアカルチャーと水耕栽培のハイドロポニックスを掛け合わせた造語で、水槽と栽培区画を配管でつなぎ、魚養殖と水耕栽培を一体で行う生産システムで、水中の魚の排せつ物や餌の残りを微生物に分解して、養分に変換し、その養分で作物が育ち、水はろ過されて、水槽に戻ります。魚のえさ以外の手を加えず、汚水を排せつせず、同じ水を繰り返し使用する、閉鎖循環型養殖、農薬や費用を使わない有機養液栽培です。

昨年、千葉県では、環境を守るための知識をどのように広めていくのか、県民の学校、事業者などの多様な主体と、連携・協働した取組を進めるため、千葉県環境学習計画が策定されております。

その計画が「ちばの未来を創る『行動する人づくり』～みんなでつくる持続可能な千葉

～」を基本目標を掲げ、SDGsの視点や体験活動の手法を取り入れながら、観光、環境、教育指導者の養成研修、千葉環境学習応援団などの取組が実施され、環境保全活動の実践とするモデル校とし、いすみ市の県立大原高校がアクアポニックスシステムを活用した食料生産と環境教育の実践された記事が掲載されておりました。県下の教職員やNPO等の方々も多く集まったそうです。

そのアクアポニックスの指導を手がけるすばらしい事業者さんが、本町にはいらっしゃると思います。

先日も、日本テレビ番組の「ZIP!」内で、SDGsの目標に取り組む高校として、大原高校の海の豊かさを守ろうが報道されていましたが、環境に配慮したこれからの新しい農業スタイルが注目されております。

そこで、お伺いいたします。

1点目、本町はどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

2点目、今後、アクアポニックス事業に取り組む考えはないのか、お伺いいたします。

3項目めの質問を終わります。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 3項目めの微生物を使う循環型農業、アクアポニックスの取組についてお答えします。

まず、本町の考え方についてのご質問でございますが、現在、持続可能な社会の実現に向けたSDGsや環境への関心は国内外で高まり、着実に広がりを見せております。こうした中、農業生産活動の持続性を確保するため、農業の自然循環機能を生かし、農業生産に由来する環境への負荷を低減する取組の一つとして、水耕栽培と水産養殖を掛け合わせたアクアポニックスは近年注目を集めており、生産と環境配慮を両立させる循環型農業であると理解しております。

アクアポニックスにつきましては、本町在住の事業者の方が、10年以上前から環境に優しい持続可能な生産方式としてアクアポニックスを先駆的な技術導入により実践され、また長柄中学校において、食料生産教育、環境教育の場として、アクアポニックス設備の提供にご尽力いただきましたことに、敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げる次第でございます。

国は、食料農業農村基本計画の中で、環境と調和した持続可能な農業の展開は、重要なテ

ーマであるとしており、アクアポニックスを含め、循環型農業は町の将来の農業や地域の活性化といった総合的な可能性に明るい材料の一つと捉えております。

町といたしましては、先駆的な町事業者の方はもとより、新規参入者などからの様々なご意向に対応すべく、関係機関と連携して、側面的に支援をさせていただきたいと考えております。

次に、アクアポニックス事業に取り組む考えはないかとのご質問でございますが、町が主体となり事業に取り組むことは考えておりませんが、町内の先進的な取組の事業者のご紹介や、アクアポニックスを含めた、環境への負担軽減、生物多様性の保全等の様々な機能について、町としても勉強し、機会を捉えて普及啓発に努めたいと存じますので、ご理解を賜りたく存じます。

以上、本吉議員の答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） 前向きな答弁ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきたいと思います。

先ほど町長からも答弁ありました、現在中学校の生徒の昇降口には、アクアポニックスを設置されております。SDGsに取り組む上で、どのように結びつけているのかということ、先ほどもあったと思いますが、もう少し、先生方とか生徒の皆さんが、画期的な栽培方法で取り組んで、関わり、また、SDGsのシステムを取り入れたすばらしい授業となるとと思いますが、またこれから取り組んで、授業中のでしっかり取り組んでいけたらいいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

川田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（川田 亨君） お答えいたします。

長柄中学校の昇降口に、すてきなものが設置してありまして、私、もともと中学校の理科の教員ですので、非常に関心が高く、行くたびに、どのようなものが入っているのかなとか、光の強さ、これ大丈夫なのかなと、いろいろ観察しております。

ぜひともそれを、先ほど来、出ておりますけれども、SDGs等も絡めまして、環境教育や食料問題等と併せて学校のほうでも指導をしていければと考えております。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） ぜひ、よろしくお願ひしたいなと思います。

あと、SDGsの推進の取組として、国・県としては、どんなものがあるのかということで、お伺ひしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願ひます。

小泉産業振興課長。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えします。

農業分野の取組でございますが、現在環境負荷の小さい農業の実現に向け、「みどりの食料システム戦略」というのを策定しています。

2050年までに、有機農業の取組面積を耕地面積の25%に当たる100万ヘクタールに拡大する目標、また、化学農薬の低減を向けた取組として目標を掲げております。

本町といたしましても、こういう流れ、SDGsの流れに沿って、農業分野に関しましても、まだまだ進んでいないところもございますので、アクアポニックスを含めた、この持続可能な取組というものを推奨していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） 県では、県内企業等におけるSDGsの推進の機運を醸成するとともに、具体的な取組を後押しするためのものがあると思いますが、それはご存じでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 答弁願ひます。

小泉産業振興課長。

○産業振興課長（小泉義彦君） 大変申し訳ありません。有機農業に取り組むということしか、すみません、勉強不足で申し訳ございませんが、その辺のところしか存じておりません。すみません。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） 県では、「ちばSDGsパートナー登録制度」というのを実施しております。

登録の申請は通年で受け付けておりまして、登録のメリットというのもあります。SDGsの達成に向けた取組を県のホームページなどで紹介したり、また、千葉県のSDGs、シンボルマークもあるんですけれども、名刺などに使用できるだとか、低利の県制度融資、千葉のSDGsパートナー支援資金という、支援を受けられるような、そういうメリットもあ

りますので、これを先ほども、長柄町はこれから側面的に支援していかれるということで町長からの答弁もあったと思いますが、これを利用されながら、推進をしていったらいいのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 答えいたします。

町づくりとか、そういう部分なところの点もあろうかと思います。

このパートナー制度等につきましても、県のほうで大変PRをしているというところで、ホームページ上で拝見はしたことございますけれども、深く認識しておりませんが、議員の今のご提案を含めまして、その辺県等のご担当のほうと、うちのほうにはこういう資源があるんだというところで、どのような応援ができるのか、なども、知識として、構えとして持っているべきかというふうに思いますので、今後その辺を勉強してまいりたいというふうに思います。

現状といたしましては、ご本人事業者側のほうから、そのようなご相談とか何かも、今のところない中でございますので、その辺のパートナー的な、それこそパートナー的な、役場との町づくりの一助と、将来になる可能性が高いと我々も認識しておりますので、いい関係がつかれるように、意識をして取り組んでいければというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） アクアポニックスは、土作りが不要で、どんな土地でも導入できます。

町内では休耕地や休耕田、また空き家だとか使用されていない土地、また廃校となるプールでも、利用が可能だというふうに聞いております。

せっかくすばらしい指導者がいらっしゃいますので、講演会やSDGsの事業などをどんどん開催しながら取り組んで活用できるようにしたら、いかがかなというふうに思いますので、前向きに推進をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

あとは、長柄町では豊かな自然を後世に残すため、環境問題もそうですが、持続可能な社会の構築に向けた取組について、まずはすばらしい方も、先ほど言いましたけれどもいらっしゃいますので、現在本町では、広報ながらSDGsについて、毎月掲載をされております。が、これらは、具体的にSDGsを推進していることなども、これから掲載すると分かりやすいのではないかなというふうに思いますので、ぜひ前向きに推進してほしいというふ

うに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは最後に、4項目め、物価高騰等に対する、地方創生臨時交付金の活用についてお伺ひしたいと思います。

本町でも、長引くコロナ禍に加え、ウクライナ情勢の影響が拡大し、原油や穀物等の価格が高騰し、私たちの暮らしを支えるガソリンや食料品などの値上げが相次いでいます。原油価格や物価高騰の影響により、生活者や事業者は様々な分野で大きな負担を強いられています。

そこで、地方創生臨時交付金を拡充して、原油価格、物価高騰対応分という新たな枠をつくり、生活者や事業者を支援していくのが目的の地方創生臨時交付金、コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分を活用し、ながらこども園、小中学校での円滑な給食提供の支援、生活困窮等、全町民への支援、事業者に対する支援を緊急に、5月16日に、清田町長に、物価高騰の影響回避への緊急要望をさせていただきました。その中には、給食費の保護者負担軽減など子育て世代に対する支援、値上げに迫られた場合の食材料費などの支援、生活困窮者等、町民の生活支援を目的とした給付金の支援、生活者・事業者に対する電気、ガス料金を含む公共料金の負担軽減、事業者に対する経営支援を要望させていただきました。

新型コロナウイルス感染症の長期化、並びにウクライナ危機による物価高騰の影響で、町民の生活を守るために、地方創生臨時交付金の活用について、本町独自として具体的にどのように考えているのか、お伺ひいたします。

4項目めの質問は終わりにいたします。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 4項目めの新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の活用についてですが、コロナ禍における物価高騰対応分として、本町には交付限度額3,790万3,000円が先般4月28日に示されたところであります。

臨時交付金につきましては、現在、昨年12月に交付限度額が示された分の今年度執行分、いわゆる本省繰越し分、約6,700万円の事業につきまして、本定例会に補正予算として計上をさせていただいているといった状況であります。

ご質問の今年度の交付分につきましては、社会情勢を踏まえ、庁内で十分検討し、実施に当たりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、本吉議員の答弁とさせていただきます。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） それでは、再質問させていただきます。

本町として、また地域経済の活性化と生活者支援を目的とした全町民に対して現金給付、3,790万ということでお伺いしました。

今まで全町民に対してということはなかなかなかったと思いますので、現金給付5,000円を配布する考えはないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

今、町長の答弁にもございましたけれども、今現在、明確にこういう事業をやるというものをお答えできるものがございませんので、何とぞご理解いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（古坂勇人君） 7番、本吉敏子議員。

○7番（本吉敏子君） これからしっかりと考えていくということであったと思いますけれども、隣の長南町では、第3弾として、地域応援券を全町民に1万円分配布するということになったそうです。

いろいろと、いろいろな自治体も自治体ごとに決めていられるということですので、ぜひ、今回の地方創生交付金というのは、コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分を設け、学校給食費の負担軽減や、また水道料金の減免など、物価高騰から国民生活や事業所をも守る事業に幅広く活用することが可能となりました。各地域の実情に応じたきめ細やかな支援と言われておりますので、各自治体の判断により、地域の実情に応じて必要な取組を行ってほしいと思います。

ぜひ、全町民に給付金が渡れるようなことを願って、私の最後の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古坂勇人君） 以上で、本吉敏子議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分です。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（古坂勇人君） 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

◇ 三 枝 新 一 君

○議長（古坂勇人君） 5番、三枝新一議員。

○5番（三枝新一君） こんにちは。5番、三枝でございます。

傍聴の皆様は、お忙しい中、第2回定例議会にお出かけいただきありがとうございます。6月に入り、早いもので今年も残すところ半年が過ぎようとしています。コロナ禍も、はや3年目を迎えました。本年2月3日に、全国で1日の感染者数が10万人を超え、死亡者数は302人と今までの最高となりました。しかしながら、6月6日現在、1日の感染者数は9,106人、死亡者数は1日24人と激減しました。感染者数が1万人を切るのは5か月ぶりとのことでございます。しかしながら、感染はまだ全国に広がっております。

6月6日現在、感染者数ゼロの都道府県はございません。死亡者数を減らすことは、感染者数を減らすことに尽きると思います。基本的な感染予防の徹底とコロナワクチン接種が有効であると言われております。また、我が国のコロナワクチン及び治療薬の製造が、早急に望まれるところでございます。御身第一、自分のことは自分で守るを肝に銘じ、難局を乗り切ればと思っております。

昨日、6月6日、梅雨入りの発表がありました。夏が到来するまで日本特有の憂鬱なときが続きます。確実に季節は進んでおるわけでございます。

世界では、ロシアのウクライナ侵攻により、世界経済の混乱及び食糧危機等が危惧されております。早急に戦争が終わり世界経済も安定し、戦争前に戻ることを切に願います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので質問に入らせていただきます。

1項目め、農業問題について。昨今、人口減少問題、少子高齢化問題、そして、新型コロナウイルス禍等で、本町の農業従事者においては様々な問題が発生しているのが現状でございます。

そこで、このような状況下において4点伺います。

1点目、米価下落及び原材料の高騰等において、農業従事者に対し何らかの対策を考えて

いるのか伺います。

2点目、不耕作地が増加する中、どのような対処をしているのか伺います。

3点目、農業後継者不足が問題になっていることに対し、どのように考えているのか伺います。

4点目、農村RMOのその後の進捗状況について伺います。

以上、1項目めの質問を終わります。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 三枝議員のご質問にお答えします。

1項目めの農業問題についての1点目。

米価下落及び原材料の高騰等について、農業従事者に対し何らかの対策を考えているのかとのご質問でございますが、コロナ禍において、外食や業務用の需要低迷などの要因により昨年の米価下落につながり、農家は経営に大きな影響を受けたところであります。

また、これに加え、世界的な原油高など複数の要因により様々な原材料が高騰し、さらなる悪影響が予想されます。

町といたしまして、農業収入が減少し営農に支障が生じている個人農業者に対し、地方創生臨時交付金を活用し、営農を維持し、また、継続するための緊急支援として、最大5万円の農業者経営継続支援金を交付したく、本定例会において補正予算を上程させていただきましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

2点目の不耕作地の増加に対する対処、3点目の農業後継者不足の問題への考え方に対するご質問でございますが、人口減少、少子高齢化の中、農業就業数や耕作面積が減少し続けるなど、全国的に農業は厳しい状況に直面しており、農業後継者不足等による不耕作地の増加は、農地保全、農業生産基盤のみならず、地域コミュニティーの維持が困難になるなど、様々な影響が懸念されます。

このような中、人・農地プランを地域の農業・農地利用のマスタープランとするため、町が策定する地域計画として法定化する農地関連法が、本国会において5月20日に可決、成立いたしました。

地域計画とは、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して、一体として、地域の農業の健全な発展を図る地域ごとに、農業者、農業委員、農地利用最適化推進委員、農地中間管理機構、JAなどによる、地域の農業の在り方や農業上の利用が行われる農用地等の区域、農地

の効率的かつ総合的な利用を図るための必要な事項の話合いを実施し、町において、地域が10年後に目指すべき将来の農地の効率的かつ総合的な利用を明確化する目標地図などを盛り込み、策定するものであります。

人・農地プランの実質化と地域計画策定に向け、農業委員会や関係機関などと連携し、地域の皆様方に理解していただけるよう、膝を突き合わせ、地域の現状と将来の課題を共有し、今後の農地利用や担い手の確保策など、しっかりとまとめていくことが重要と考えております。

また、本年4月から町の新たな取組として、農業委員会において、町空き家バンク制度に登録された空き家等に付随した農地に限り、100平方メートルからの取得が可能となりました。

これまで町では、新たに農地を権利取得する場合には、農地法に規定された下限面積要件により30アール以上の耕作面積が必要でありましたが、遊休農地の発生防止、解消や新規就農の促進、定住促進につながることから、下限面積の緩和を図ったところであります。

引き続き、関係機関や団体などと連携の上、農業振興に資する各種事業を実施し、耕作放棄地の発生抑制、新たな担い手の確保に取り組んでまいります。

次に、4点目の農村RMOのその後の進捗状況でございますが、本町のような中山間地域では、高齢化・人口減少により地域コミュニティの維持が難しくなることが危惧されます。農村RMOについては、地域で暮らす人々が中心となって地域資源の保全管理・活用や農業の振興と併せて、複数の集落を範囲として、買物、子育て支援等の地域コミュニティの維持に資するサービス提供を実施する地域組織運営組織と認識しております。

本町におきましても、人・農地プランの実質化、集落営農組織などの地域の話合いの場において、この農村RMOの取組について、少しずつ理解を広げていけるよう、引き続き、農村RMOの取組に対する情報を収集していくとともに、関係各課と連携しながら地域コミュニティの在り方を研究してまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、三枝議員の答弁とさせていただきます。

○議長（古坂勇人君） 5番、三枝新一議員。

○5番（三枝新一君） ありがとうございます。

それでは、これから一問一答で再質問させていただきたいと思います。

まず1点目の今ちょっと早速、補助をしてくれるというお話であったんですが、先ほど本

吉さんも言いましたけれども、今回4月に地方創生臨時交付金という形で、1兆円分を物価高騰の問題に対応するというような形を取っておるんですけれども、その中で先ほどお答えがあった3,700万円は、一応、町に来たという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○議長（古坂勇人君） 5番、三枝新一議員。

○5番（三枝新一君） ありがとうございます。

私も含めて、昨年、ちょっと定例議会、多分3回だと思ったんですけれども、質問させていただいたときには、町としては、特に農業関係に対しての補助は考えていないというようなお答えだったと思うんですが、それがなぜ今、こういうふうな形に変わってきたのか、その辺のところをちょっとお聞かせください。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

小泉産業振興課長。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えします。

今回の支援金につきましては、昨年の臨時交付金の繰越し分になります。その臨時交付金のメニューの中に農業者の収入減少の項目がありましたので、こちらに該当ということで支援のほうを考えたという状況でございます。

○議長（古坂勇人君） 5番、三枝新一議員。

○5番（三枝新一君） ありがとうございます。

ちなみに、5万円給付してくれるということなんですけれども、マックスですか。現在、何戸というんですか、何業態というのかな、あげましょうということに対しての数というんですか、戸数というんですか、その辺をちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（古坂勇人君） 小泉産業振興課長。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えします。

地方創生臨時交付金の目的からいきますと、正確な数字というのを把握しなければなりませんので、こちらとしては個人が特定できないような形で、令和2年の収入と令和3年の収入のほうを調べさせていただきました。

その中で、令和2年度に農業所得があったものが230名、うち前年比増加したものが36名

ありますので、実質194名ということで、その中のいろいろ精査した中で対象という形で今回挙げさせていただきました。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 5番、三枝新一議員。

○5番（三枝新一君） 当然、増加した方も減った方もおると思うんですけども、194名というお答えなんですけど、これが、この方たちが全員5万円もらえるというような考え方じゃないんでしょ。一律もらえるんですか。それについてお聞かせください。

○議長（古坂勇人君） 小泉産業振興課長。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えいたします。

令和2年と3年を比較した差額の8割分を支援金として支給します。最大5万円ということで、こちら収入が分かっているものが83名、分かっておりますので、それが5万円に達していないという計算でございますので、残り111名にしましては所得しか分からない状況でございます。収入は分からないということで、5万円をマックスとして考えた場合の算定となっております。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 5番、三枝新一議員。

○5番（三枝新一君） 分かりました。

それで、これは町のほうで、申請はあえて個別に申請しなくてもいいということなんですかね。町のほうでやるのか、あるいは該当者については町のほうから知らせて申告しなさいという形になるんでしょうかね。それについてお聞かせください。

○議長（古坂勇人君） 小泉産業振興課長。

○産業振興課長（小泉義彦君） 現在のところ申告制、申請という形で取っていただくという形を考えております。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 5番、三枝新一議員。

○5番（三枝新一君） そうしますと当然、申告した農業収入があった方が、当然、白か青か申告していると思うんですけども、そういうものをつけなきゃいけないと多分なると思いますよね、それはそれでしょうがないと思うんですけども。それをベースに考えまして、今日、補正予算がなっているんですけども、これが通過した段階で、いつごろからそれを支給されるか、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（古坂勇人君） 小泉産業振興課長。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えいたします。

今回上程したものについてご承認いただけた後、本日も、ホームページに掲載を考えております。

また、17日に自治会の配布物として、回覧という形で周知という形を今考えております。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 5番、三枝新一議員。

○5番（三枝新一君） ちょっと細かくて申し訳ないですけども、その回覧というのは、該当する方に対してお知らせすると、ではなくて回すんですか、回して知らせると。

ありがとうございました。

それでは、その件については、マックス5万円だけということで、私も百姓やっていますけれども該当するかどうか分かりませんが、少しはいい方向にいつているなというふうに考えますので、ありがとうございます。

次に、まず、先ほど町長の答弁でございましたけれども、2番目、3番目、これがリンクするわけなんですけれども、ちなみに、本町は先ほど言いましたけれども、100平米については作ってもいいですよと、これから作る、新規にやる方ですよ、多分、違いますか。全く新しくやる方、これ、売買してもいいということですか。そうじゃないでしょ。その辺ちょっと皆さん、ちょっと詳しく教えてください。今町長は100平米云々とおっしゃったんですけどもね。その数字についてちょっとお聞かせください。

○議長（古坂勇人君） 小泉産業振興課長。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えします。

現在、町において空き家バンク制度というものがございます。その中に、農地もどうしてもある方もいらっしゃるしまして、その農地が空き家バンクと農地を一緒に持っている方、空き家バンクに登録して農地を持っている方については、100平米以上というなら農地を取得できるというものの制度でございます。

現在、全くそういうものがない方に関しましては、3,000平米以上の農地の要件がございますので、農家としては農地は求めないということですが、この空き家バンク制度の附属した農地を持っている方に関しては、100平米という条件の緩和を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 5番、三枝新一議員。

○5番（三枝新一君） 分かりました。

今のお答えですと、空き家バンクの方が持っている土地については、そういうふうな形でやりますよというお話だと思いますよね。それはいいと思うんですけども、それはそれで一つの方向だと思います。

ちなみに、手元に資料があるんですけども、神戸のほうで、結構、農業をやってみたいという方がいらっしゃるみたいなんですけれども、それで、そこには今まで縛りがあった、課長がおっしゃったその内容だと思うんですけども、それをちょっと緩めまして、1反歩、これを仮に、例えば1年作ってくださいと、それで一生懸命小作してやった方にはもっと増やしますよと、連続してですね、そういうことをうたっている、新聞に載っておったんですけども、その辺ちょっとお分かりでしたらお答えいただけますか。

○議長（古坂勇人君） 小泉産業振興課長。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えいたします。

農業系の新聞に掲載されておまして、私ども、神戸ネクストファーマー制度というのは承知しております。これは100平米以上1,000平米未満の農地を借り受けられる制度で、市が認定する認定機関の研修を100時間程度受けた方、3年以内に十分な生産量を見込める方、また、2年間農地を的確に管理すれば、一反歩以上、1,000平米以上の農地を借りることができるという制度と認識しております。

非常に面白い取組というふうに課としては認識をしておまして、いろいろ様々なこういう制度がある中で、また勉強してまいりたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（古坂勇人君） 5番、三枝新一議員。

○5番（三枝新一君） ありがとうございます。

いろいろ、不耕作地をなくす方法あるいは後継者等の問題を含めまして、あらゆる方法はあると思うんですけども、その中でできる範囲でやっていただければ一番いいのかなと。やっていないわけではないと思いますけれどもね。

ですから、例えば緩和、縛りがあるものについては、縛りを少し緩めることによってそれに興味を持っている方を、言葉は悪いかもしれませんが引っ張り込むという方法も十分考えられますものですから、それもちよっとよろしくお願ひしたいと思います。

次に行きますけれども、耕作地の今、先ほど私、町長言いましたけれども、農村RMO、

これも前回ちょっと質問させていただいたんですけれども、ちょっと範囲がすごく広がって大変なところがあると思います。その前に、以前、課長がおっしゃっていますけれども、人・農地プラン、これをコンパクトなものをやったらどうかというお話をしているんですけれども、その中で、例えば、ここに載っているやつですと、農地集約へ持っていくという地域計画という方法があるんですね。これも政府が推していますよね。当然、ばらばらに別々のものを作ったらしょうがないから、できるだけ集約して効率のいいものを作りましょうという方法になっておるんですけれども、この辺について、町はどの程度、どのようにお考えかちょっとお聞かせください。

○議長（古坂勇人君） 小泉産業振興課長。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えいたします。

町長の答弁でございましたとおり、人・農地プランによる地域計画というのが法定化されております。現在、町において人・農地プランの実質化というものはございません。来年からの2年間の施行という形で認識しておりますが、こちらについては今後、集落営農組織とか、多面的・中山間組織が既にそういう環境を整えているところから入ってまいりたいと思います。議員のおっしゃる農村RMOの一步手前の地域の人が話し合っ、自分の今の地域の状況がどういうふうになっているのか、農地の状況はどういうふうになっているのかというのを理解していただきながら、町も会議の場に入って、この人・農地プランの策定に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 5番、三枝新一議員。

○5番（三枝新一君） ぜひ、そういう形で前向きにやっていただけたらありがたいなど。

農業をやっている方、ご存じのとおり高齢者、もう後継ぎがないという状況で、もうせっぱ詰まってきているわけですね、現状ね。あと10年もつかもたないか分かりませんが、多分五、六年の世界かなというふうに私は思うんですけれども。できるだけ早く対応しながら、いい方向に持って行っていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど米価下落のことについて町長がおっしゃいましたけれども、コロナ禍もいろいろあると思います。今回はロシア、ウクライナの問題、これもあると思います。現状、これから農業をやっていく方たちに先の明るい話がないんですよ、現状ね、今のところ。

それで農業新聞を見ていると、ほかのものはある程度こう回復、現状はコロナ禍が少し落ち着いてきているので回復してきているんですけれども、稲作をつくる農家についてはあ

まりいい返事が来ていません。それで、政府のほうも、毎日新聞に載っていますけれども、ほかのものを作りなさいという話があります。麦とか大豆とか、ちなみに本町にも、それを麦とか大豆、あるいはそばとか、奨励されている品種があるんですけども、その辺に稲作の方に耕作の品物を変えさせるという、そういう考えはあるかどうか、ちょっとお聞かせください。

○議長（古坂勇人君） 小泉産業振興課長。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えいたします。

町の特別奨励作物ということで、現在、大豆・小麦・そばというものをキロ300円の補助を出しているところでございます。今のところ、町としては大豆しか作っておられなくて、それもかなりちょっと少ないというところでございます。

当然、転作、稲作に替わるものとして、これらを国も推奨しているところでございますので、より一層、うちのほうとしても推奨してまいりたいと思います。

そのほか、水田にすぐできる飼料米というものもございすけれども、こちらのほうはおかげさまで、昨年に比べて3割程度作付が多くなっております。ある程度、作付者の方に理解を得ていただいたのかなと私たちは認識しております。

ただ、それだけではなくて、特に小麦とか大豆に関しては世界情勢に応じて国内需要というものが非常に大事になっておりますので、こちら、いろいろ研究しながら推奨していかなければいけないという課題として認識しております。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 5番、三枝新一議員。

○5番（三枝新一君） いいお言葉をいただいたと思います。

現状、戦争が始まっちゃった。これは良いか悪いか別にしまして、そこで作っているのが小麦とか大豆とか、穀類が主だと思うんですね。それが現状は止まっちゃっているわけですので、当然、私言いましたけれども、食糧危機が来るといふものは十分残っているわけです。これ戦争の先行きも分かりません、正直なところ。ですので、できるだけそういうものに変換できるのであれば早めに手を打っていただいて、いろいろ問題になると思います。新規にやる人には抵抗があるかもしれませんが、その辺はちょっと理解していただきながら、前向きな姿勢でやっていただきたいというふうに考えますので、何分よろしくお願い申し上げます。

以上で、1項目めの質問を終わらせていただきます。

次に、2項目めに入ります。

小学校統合問題についてでございます。

現在、本町には、日吉小、長柄小と2校ございます。その2校の学校があるんですけども、人口減少・少子化等により、児童数は、言葉は良いか悪いか、激減あるいは減少しているわけですね。そういうわけで現状、それで、本年3月に、清田町長の施政方針の中に統合の問題が出ていました。それで、その中でいろいろ委員会を立ち上げたんだよというお話がございまして、そこからちょっと何点かお聞きしたいなと、ごめんなさい、3点ですね、お聞きしたいなというふうに思います。

まず1点目、長柄小学校のあり方検討委員会、この方々、メンバーがどのような方がいらっしゃるのか、ちょっと私は分かりませんものですから、ちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

2点目、長柄小学校のあり方検討委員会、3月ということですけども。去年ですか、約半年近くがたっていると思うんですけども、その中で何回開催されたのか、その中でどのような話合いがされているのか、その辺をお聞かせください。

3点目、これ大事なことなんですけれども、いつまでの統合を目指しながらそういう検討をされているのか、あるいは統合に対して小中一貫校、これは小中一貫校でも多分3種類か4種類あると思うんですけども、どの辺を頭に置きながらそういうふうなことをやっておられるのか、ちょっとお聞きします。よろしくお願いします。

○議長（古坂勇人君） 石川和之教育長。

○教育長（石川和之君） 三枝議員のご質問にお答えします。

小学校統合問題についての1点目、長柄町小学校のあり方検討委員会は、設置要綱に基づき、こども園保護者代表、小中学校PTA代表、小中学校長、議会議長、議会副議長、住民教育常任委員会委員長、教育委員代表、教育長の12名の委員により組織いたしました。

2点目の委員会の開催回数と協議内容ですが、開催回数は1回、内容は要綱の確認、町内小学校の現状の確認、今後のスケジュール等です。

なお、4月に開催された総合教育会議においても、今後の児童数の推移と小学校の在り方について議論がなされたことを申し添えます。

3点目の統合と小中一貫教育についてですが、まだ、何も決まっておりません。子供たちにとって何がよりよい判断なのか、今後、委員会等で慎重に検討してまいりたいと存じます。以上、三枝議員への答弁といたします。

○議長（古坂勇人君） 5番、三枝新一議員。

○5番（三枝新一君） ありがとうございます。

メンバーの方は12名ということで、そうそうたるメンバーだと思いますけれども、私はちょっと分からなかったものですから、お聞きしただけのことです。

それでは、2点目に行きたいと思います。

1回開催されたというお話なんですけれども、その中でいろいろお話されたと思うんですけれども、私もちょっと調べさせていただきまして、非常にショッキングに思っているんですよ。というのは、まず一番、学校関係についてこれから先のことを考えるためには、子供さんの出生率、人数、これが一番私興味あったものですから調べさせていただきました。ちなみに町のホームページに載っているのは令和2年まで載っておるんですけれども、例えば、日吉、水上と日吉小学校と長柄小学校を対比してみるんですけれども、現在、令和2年では17名、新生児が、今1歳なんですか、2歳かな。なんですけれども、そういう数字しかないです。次に、その上が21名、両方ですよ、これ。あと19名、現在の1年生、多分これは平成だと思うんですけれども二十七、八年生まれですよ。この辺にきますと30名近くおるんですよ。ですからそれを比較して下がってきますと、ガクンと人数が落ちてきてるんですよ。それが自然現象じゃ、しょうがないと言えばしょうがないでしょうけれども、もう当然人口が減ってくる、若い方もいない。これは減ってくる数字はもう当然、分かってくるんですけれども、今この検討委員会を立ち上げたそのいきさつが、ちょっとあつたらお聞きしたいんですよ。なぜ今やるのか、もっと早くやらなかったのかというふうになるんですけれどもね。ごめんなさい、言葉悪くて。それをちょっと聞かせください。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 事務局のほうを仰せつかっております企画財政課のほうでお答えさせていただきます。

本件につきましては、町長も4年前からこの検討はなるべく早くスタートをすべきだということを表明いたしまして、今に至っているというところでございまして、そういう意味ではややちょっと遅れ気味だったのかなというふうに反省も含めまして思うところですが、今、議員がおっしゃられたとおり、子供の数は激減と言って過言でない、そういう状況だというふうに我々も認識しております。今ご質問の中にございましたとおり、令和9年度になろうかと思いますが、令和2年に生まれた子供が令和9年ということになろうかと思

うんですけれども、今のところの数字の捉え方としては17名ぐらい。まさにおっしゃったとおり、その数年前、4年ほど前では三十五、六名いると思われるんですが、上がってくると思われるんですが、そこから急激にまた落ちていく。この状況が近年の出生の関係から把握をできている、できてしまった状況だということをごさしまして、まさにそれを受けて、もう待たなしの状況になる前に検討に入るべきだということで、昨年立ち上げたというところがございます。

一旦、以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 5番、三枝新一議員。

○5番（三枝新一君） それで私の手元の資料を見ますと、21年度ですから去年ですね、日吉の全校生徒が84名、長柄は121名と合わせて200名と、約ですね。この2つの学校があるんですけれども、これをちなみに前に遡っていきますと、日吉小学校の方、水上小学校の方がいらっしゃると思うんですけれども、それが約10年ぐらい前に日吉のほうと一緒になったというこういういきさつはもう事実として残っておるんですけれどもね。この時点から、もうその人が少なくなったために多分統合したと思うんですけれども、私も議員になりたての頃ちょっと質問させていただいたんですけれども、もうちょっとやっぱり早くやるべきかなと。

仮に、これがあと10年かかるとしますよね。そうすると今人口が6,500人ですか、いるんですけれども、多分6,000人近くまで下がると思います、普通にいきますとね。それで本当に、そのとき統合でよかったのかなというような結論が分かりませんがね。できるだけ早く手を打っていかないと、先ほど教育長おっしゃったようにスケジュールが云々と言っていますけれども、スケジュール、早めにするスケジュール等を考えていかないと、これも待たがきかないところにきていると思います。

ちなみに、そのスケジュールの話になったと聞いたんですけれども、どの辺までのスケジュールができていますのかちょっとそれをお知らせください。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 申し訳ございません。どれぐらいのスケジュール、お答えできていなくて申し訳ないけれども、今後のスケジュール感の関係でよろしいでしょうか。

第1回の委員会の終わりに、できるだけ早く第2回を開催したいというふうには申し上げました。議員の皆さんにもそのような報告をさせていただいたところで、本日に至っているという状況につきましては、いろいろあるものの、一旦、おわびを申し上げなきゃいけない

のかなというふうに思っております。

今後、この問題、待ったなしと先ほど申し上げましたので、状況ですので、今、教育委員会におきましてアンケートの関係の取りまとめをしていただいております、その関係がまとまり次第、一旦、委員会の皆さんにも共有をさせていただいた上で、そのあとの展開などにつきましてもご意見を頂戴したいというふうに考えております。

あと小中一貫等につきましても、施政方針の中でも町長も申したようでございますけれども、これにつきましても、幅広く検討して行った上で研究をした上でどのような姿が長柄町に合うのかも含めて、ゼロベースで、今、これから皆さんのご意見をいただきながら考えていこうという状況でございますので、スケジュール感のお答えになるかどうか分かりませんが、そういうことでやっております。

繰り返しになりますけれども、待ったなしになる前に動き出さなくてはいけないということで今回は動いたというところでございます、議員のほうから、もう待ったなしなんじゃないのというご意見いただけるということにつきましては、逆に、もうこの非常に重い問題でございますので、それを背中に受けて、これからしっかりと議論を進めていくべきというふうに改めて考えさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 5番、三枝新一議員。

○5番（三枝新一君） 至急、もう大ざっぱとは失礼ですがけれども、大体そうなのかなというふうに思いますけれども、ただこれだけは言えると思います。現状、両校の学校の児童が減ったから一緒にさせるんだと、これは一つの方法だと思いますけれども、その中に小中一貫という先ほどのお話がありましたけれども、その中にも一応4種類あるんですね。私お調べさせてもらいましたけれども、始まったばかりで何とも言えないと思うんですけれどもね。

現在、やっているところは長南町が1か所やっているんですよ、この近辺では。それは施設一体型、そういうふうになるわけですね。例えば、同じ敷地に小学校中学校があって、供用できるものは共用されるとかという形だと思うんですけれどもね。それが一つの方法ですね。そのほかに、隣接型ってあるわけですね。これは長柄の場合、日吉と長柄小学校で結構離れているんですけれども、すぐ近くにある場合はお互いに近場でやりましょうよという話がありますね。あとはもうこれはもう一つ、典型的なものなんですけれども、離れちゃっている者同士でやりましょうよと。ただ、教育としては小中一貫でやりましょうよというふうな方法だと思いますね。これはちょっと現実的ではないのかなというふうな感じがしない

でもないですけれども、そういういろんな方法があると思うので、さっきもせっぱ詰まっていると言いましたけれども、これも早めにやっぱりやっつけていかないと、くどいようですけれども、あと10年たったなんだかんだやっていると10年たっちゃいますので、早めに対応しながら、1年に1回、2回とは言わないで、当然縛りがありますけれども、3回、4回やっていってできるだけかじっていくと、早めに結論を出していくというふうな形をとっていただければありがたいなというふうに思いますので、それをお願いして、私の質問を終わりにさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（古坂勇人君） 以上で三枝新一議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時00分

○議長（古坂勇人君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（古坂勇人君） 日程第5、報告第1号 令和3年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 報告第1号 令和3年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご報告申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定により、本年3月1日の議会定例会におきまして、繰越明許費の議決をいただいた戸籍・住民票に関する事務事業ほか9件について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、これを報告するものであります。

なお、詳細につきましては、企画財政課長に補足説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 報告第1号 令和3年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、補足説明を申し上げます。

事業名と翌年度繰越額のための説明とさせていただきます。

それでは、繰越計算書をご覧ください。

まず、2款総務費、3項戸籍基本台帳費、戸籍・住民票に関する事務事業、翌年度繰越額55万円。

3款民生費、1項社会福祉費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業、翌年度繰越額2,576万1,000円。同じく福祉センター屋根等改修事業、翌年度繰越額1,060万5,000円。

5款農林水産業費、2項林業費、小規模治山緊急整備事業、翌年度繰越額550万円。

7款土木費、1項土木管理費、宅地耐震化推進事業、翌年度繰越額400万円。同じく地籍調査事業、翌年度繰越額996万6,000円。

次のページをお願いいたします。

2項道路橋梁費、橋梁長寿命化修繕事業、翌年度繰越額70万円。同じく町道3033号線道路改良事業、翌年度繰越額7,766万7,000円。同じくS I C周辺整備町道1457号線道路改良事業、翌年度繰越額3,069万3,000円。

9款教育費、4項社会教育費、公民館建設事業、翌年度繰越額6億773万9,000円。

計10事業を繰り越すことといたしまして、主な理由といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う作業員の不足や資材の納品遅れ、関係者との調整などに不測の日数を要したことによるものでございます。

以上、計算書の補足説明といたします。

○議長（古坂勇人君） 以上で報告を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古坂勇人君） 日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 承認第1号 長柄町税条例等の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、長柄町税条例等の一部を改正する条例を制定し、同日付で専決処分したものであります。

主な改正点を申し上げますと、個人住民税では、所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税から控除しきれなかった額を所得税の課税総所得額等の5%の範囲で住民税額から控除します。固定資産税では、商業地等において地価上昇により税額が増加する場合、本年度に限り課税標準額の上昇幅を2.5%とし、また納税環境整備においてはeLTAXを通じた申告・申請に関わる対象税目、納付手続の拡大等であります。

詳細につきましては、税務住民課長に補足説明させますので、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 補足説明を求めます。

山越税務住民課長。

○税務住民課長（山越康弘君） 承認第1号 長柄町税条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、議案の後ろにございます附属資料1の新旧対照表をご覧いただきながら、主な改正点をご説明申し上げます。

今回は、第1条及び第2条による改正となります。

1ページをご覧ください。

第18条の4は、固定資産課税台帳記載事項証明書の交付などの際に、DV被害者である旨の申出を行った登記名義人などの住所が含まれている場合、当該住所に代わり新たに登記所から通知される事項、住所に代わる事項を記載するよう改めるものです。施行日は令和6年4月1日でございます。

同ページ中ほど、第33条第4項、次の2ページ、同条第6項をご覧ください。

それぞれ特定配当、特定株式等譲渡などの金融所得に関する改正でございますが、これまでこれらの金融所得は、申告の際に所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能だったわけですが、法改正に伴い、その課税方式を所得税と一致させることを趣旨として改めるものです。施行日は令和6年1月1日で、令和6年度分以後の個人住民税から適用となります。

5 ページ中段、第36条の3の2でございますけれども、給与所得者の扶養親族申告書に自己と生計を一にする配偶者の氏名の追加を規定するもので、6 ページをご覧ください。

第36条の3の3では、公的年金などの受給者の扶養親族申告書について、特定配偶者また16歳以上の扶養親族、退職手当などを有する者に限るを有する者について、提出義務を追加するものでございます。

第36条の3の2、同条3の3ともに施行日は令和5年1月1日で、令和5年1月1日以降に支払いを受けるべき給与など、また公的年金などについて提出する扶養親族など申告書について適用するものでございます。

なお、当該申告書の提出義務者の改正に伴い、住民税申告の提出義務者につきましても併せて改正を行っております。資料戻りますけれども、資料の3 ページ下段から4 ページにかけて内容を記載しておりますが、こちらの施行期日は令和6年1月1日でございます。

8 ページをご覧ください。

第73条の2は、固定資産課税台帳閲覧の際、DV被害者などである旨の申出を行った登記名義人などの住所が記載されている場合、1 ページの第18条の4と同様、当該住所に代わり新たに登記所から通知される事項、こちらも住所に代わる事項を記載するよう改正するものでございます。

9 ページをご覧ください。

第7条の3の2は、国税において住宅ローン控除の適用年限を4年延長することとされたことに伴い、期限の延長・見直しを行い、対象年限等を改めるものです。施行期日は令和5年1月1日でございます。改正後の規定は、個人住民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以降に入居した場合に適用し、同日以前に入居した場合は従前の例によることとなります。

10 ページ右側、中段よりちょっと下になりますけれどもご覧ください。

附則第10条の2に、法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合、通称わがまち特例の規定で、今回15項として特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域として都道府県知事の指定を受けた土地に対し、課税標準特例を追加するものでございます。

同ページ一番下のほうになりますけれども、第10条の3から12ページ上段をご覧ください。

こちらは省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充措置に伴う改正で、固定資産税の減額の規定を受けようとする者がすべき申告について記載してございます。

同ページ中段、第12条でございますが、固定資産税に係る負担調整措置について、激変緩

和の観点から、地価が一定以上上昇した商業地などに係る課税標準額の上昇幅について、現行評価額5%を令和4年度に限り、2.5%とするものでございます。

最後に、第2条による条例改正は、令和3年第2回議会定例会にて可決されました改正条例につきまして、このたびの改正に伴い、内容を改めるものでございます。

このほかに、読替規定の追加、項ずれによる改正、文言の修正などがございます。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

2番、岡部弘安議員。

○2番（岡部弘安君） 1つ質問させていただきます。

熱損失防止改修工事なんですけれども、極寒の地北海道と違いまして、この辺暖かいところでございます。どのような工事、施工方法が当てはまるのか、お教え願いたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

山越税務住民課長。

○税務住民課長（山越康弘君） お答えいたします。

これまで住宅建設分野における、2050年まではカーボンニュートラルの実現におきまして、これまで対象となっていた窓などの断熱改修工事のみが認められていたわけでございますけれども、これと同時にを行う太陽光発電装置や高効率空調機などの設置工事も対象とされたものでございます。

○議長（古坂勇人君） 2番、岡部弘安議員。

○2番（岡部弘安君） ありがとうございます。以上で質問を終わります。

○議長（古坂勇人君） 4番、池沢俊雄議員。

○4番（池沢俊雄君） 4番、池沢でございます。

ちょっと新旧対照表の10ページで附則の15ですか、市町村条例、わがまち条例と先ほど説明で聞きましたけれども、これが変わるんですけれども、ちょっとこのわがまち条例、先ほど浸水何々という言葉がちょっとあったと思うんですけれども、ちょっともう一度その辺を説明いただけませんか。

○議長（古坂勇人君） 山越税務住民課長。

○税務住民課長（山越康弘君） 貯留機能保全区域と申します。内容としましては、河川沿いの低地やくぼ地など、雨水を一時的に貯留する機能を有する土地を将来にわたってその機能

を保全することを目的としまして、土地の所有者の同意を得た上で、都道府県知事から指定を受ける場所となります。

正式に認定された場合、最初の3年度分条例で定める割合、本町の場合は3分の4としておりますけれども、それを乗じた額としております。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 4番、池沢俊雄議員。

○4番（池沢俊雄君） そうすると、今回一宮川の治水関係で徳増地域を条例で指定しましたけれども、そういうところも該当になるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 若菜建設環境課長。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

現在、この特定都市河川につきましては、県のほうの一宮川流域協議会のほうで、今後の指定に当たって協議をされているところでございます。その指定が整った際には、そういった部分も該当するというふうに認識しております。

○議長（古坂勇人君） 4番、池沢俊雄議員。

○4番（池沢俊雄君） 了解しました。

○議長（古坂勇人君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○議長（古坂勇人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することと決定いたしました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古坂勇人君） 日程第7、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 承認第2号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

今回の改正は、地方税法の一部改正に伴い、基礎課税額の限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を19万円から20万円にそれぞれ引き上げるものであります。

なお、介護納付金課税額に関わる課税限度額の改正はございません。

よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することを決定いたしました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古坂勇人君） 日程第8、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 承認第3号 令和4年度長柄町一般会計補正予算（第1号）を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

本補正予算は、一般会計の歳入歳出予算にそれぞれ270万1,000円を追加し、補正後の予算総額を40億7,870万1,000円とするものであります。

内容は、新型コロナウイルス感染症の4回目のワクチン接種に向けて、5月末までに接種券の発送準備を完了するように国から指示があったことにより、予診票用紙の購入や封筒の印刷、接種券の郵送、システムの改修といった当該事業に関わる経費について、予算計上を行ったものであります。

これらの経費は速やかな事務処理を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、4月28日付で専決処分をいたしました。

よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

4番、池沢俊雄議員。

○4番（池沢俊雄君） すみません、ちょっと1点ご質問します。

この補正の中で使用料及び賃借料ですけれども、ディープフリーザーの予備電源使用料56万1,000円というものがございますけれども、これは発電機なのか、それと、もし発電機等であればどういう場所に設置をしたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 森田健康福祉課長。

○健康福祉課長（森田孝一君） 現在、保健センターのほうにワクチンの保管用として冷凍庫がございます。それが停電等の際に、電源が供給されなかった場合の予備電源ということで設置するものでございます。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 4番、池沢俊雄議員。

○4番（池沢俊雄君） そうすると、停電の際の予備電源ということですので、発電機という

考え方でよろしいんですか。そういうものじゃなくて、違うものであればちょっとご説明いただきたいと思うんですけれども。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

森田健康福祉課長。

○健康福祉課長（森田孝一君） すみません、実物のほうちょっと把握してございませんので、確認させていただきたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 4番、池沢俊雄議員。

○4番（池沢俊雄君） じゃ、これ以上聞きません。また何とかちょっとその辺理解しておいてください。よろしく願います。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 3番、鶴岡喜豊議員。

○3番（鶴岡喜豊君） すみません、4月28日に専決処分ということなんですけれども、通信運搬費、いつ接種券発行したのか、これから発送するのか、一番早い分でいつ発送できるのか。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

森田健康福祉課長。

○健康福祉課長（森田孝一君） 接種券のほうにつきましては、第3回目の接種を行った方が5か月を経過した翌日からもう発送するというので準備のほう進めておりまして、現在はもう発送している方はいらっしゃいます。

以上でございます。

○3番（鶴岡喜豊君） いらっしゃるか。

○健康福祉課長（森田孝一君） はい。

○3番（鶴岡喜豊君） それはいつでしょうか。

○議長（古坂勇人君） ほかにございませんか。

○健康福祉課長（森田孝一君） 議長。

〔「答弁しているよ、答弁いただく」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） すみません。

森田健康福祉課長。

○健康福祉課長（森田孝一君） 正確に何日というのは、ちょっと今、記憶にないんですけれども、5月末には発送をできる方については発送しているというところでございます。

○3番（鶴岡喜豊君） 分かりました。

○議長（古坂勇人君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町一般会計補正予算（第1号））を、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古坂勇人君） 日程第9、議案第1号 長柄町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第1号 長柄町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、公職選挙法施行令の一部改正により選挙運動の公費負担限度額が引き上げられたことに伴い、条例を整備するものであります。

主な改正点は、物価の変動に伴う自動車借入代、燃料費等の限度額を引き上げるものであります。

詳細につきましては、総務課長に補足説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 補足説明を求めます。

内藤総務課長。

○総務課長（内藤文雄君） 議案第1号 長柄町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

附属資料3の新旧対照表で説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

第4条第2号中、選挙運動用自動車の公費負担に関わる使用限度額を1万5,800円から1万6,100円に改めまして、次のページをご覧ください。選挙運動用自動車の燃料代の上限を7,560円から7,700円に改めます。

また、第8条においては、ビラの作成単価の上限をビラ1枚当たり7円51銭から7円73銭に改めまして、次に3ページをご覧ください。

第11条に定められておりますポスター作製費用についても525円6銭から541円31銭に上限額を引き上げ、その企画費用についても31万500円から31万6,250円に引き上げるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものといたします。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 長柄町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古坂勇人君） 日程第10、議案第2号 長柄町墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第2号 長柄町墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

長柄町墓地等の経営の許可等に関する条例は、制定後20年余りが経過し、当時と比べ町民の環境に対する意識も向上し、より高度な基準が求められることから、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、建設環境課長に補足説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 補足説明を求めます。

若菜建設環境課長。

○建設環境課長（若菜聖史君） 議案第2号 長柄町墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

附属資料4、新旧対照表1ページをご覧ください。

第6条第1項第2号では、永続的な墓地等の経営の確保の観点から、申請人の要件を「宗教法人、一般社団法人又は一般財団法人」から「宗教法人、公益社団法人又は公益財団法人（以下「宗教法人等」という。）で主たる事務所を町内に有するもの」に改め、1枚おめくりいただき、2ページ下段をご覧ください。

第14条の次に、現行では埋葬を禁止していませんが、地下水の汚染防止や公衆衛生の観点から、これを禁止とする条文を加えるものでございます。また、そのほか所要の規定の整備を行うものです。

なお、この条例は公布の日から施行し、経過措置といたしまして、施行前に宗教法人等で主たる事務所を町内に有しない者のうち、墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定による墓地、納骨堂もしくは火葬場（墓地等という）の経営の許可もしくは同条第2項の規定による墓地等の変更の許可を受けている者が経営し、または墓地の許可に関する事前協議要綱に基づいて行われた町長との協議が調った者が経営しようとする墓地等については、改正後の第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとするものです。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

4番、池沢俊雄議員。

○4番（池沢俊雄君） 4番、池沢です。

ちょっと私、議運のときも質問をさせていただきましたけれども、今回この改正によりまして、今まであった土葬は、完全に長柄町はもう廃止ということになると思うんですけども、たまたまうちの地域なんかは、土葬、埋める場所と火葬によったお骨を埋葬する場所が違う墓地があるんですけども、そういうところも一切もう土葬は禁止ということになりますけれども、何かやっぱりそこで私、今そこで不都合があるとかということは、私自体は分かりませんが、将来のことですから、今度のことですから、そういうことで何か不都合があってはならないと思うんですけども、そういう懸念はございませんか。そのちょっと1点だけ私、心配なんですけれども。

○議長（古坂勇人君） 若菜建設環境課長。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

本町では、平成9年までは実際に土葬がなされておった実例がございます。しかしながら、調査させていただきますと、ちょうど平成10年に長南聖苑が完成したことによりまして、以降1件の土葬もございません。

したがって、その実績に基づきまして今回このような改正をさせていただくものでございます。よろしくご理解のほどをお願いいたします。

○議長（古坂勇人君） 4番、池沢俊雄議員。

○4番（池沢俊雄君） ちょっと先のことははっきり私も分かりませんが、全くじゃ、この条例については火葬のみで、もう土葬は全て町内駄目だということで。

特例とか何かそういうことは、一切このものでは認めていないと思うんですけども、特例もないんですね。

○議長（古坂勇人君） 若菜建設環境課長。

○建設環境課長（若菜聖史君） おっしゃるとおり、そのようにさせていただいております。

○議長（古坂勇人君） 4番、池沢俊雄議員。

○4番（池沢俊雄君） 了解いたしました。

○議長（古坂勇人君） ほかにありませんか。

[発言する者なし]

○議長（古坂勇人君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[発言する者なし]

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 長柄町墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古坂勇人君） 日程第11、議案第3号 契約の締結について（長柄町旧公民館解体工事）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第3号 契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本事業は、新公民館の建設に伴い、現公民館を取り壊すものであります。

工事の概要は、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積約1,443平方メートルの解体工事をするものであります。

事業の実施に当たり、去る5月20日、一般競争入札を実施したところ、6,182万円で千葉県山武郡横芝光町木戸10110番地、株式会社畔蒜工務店、代表取締役、畔蒜義文氏が落札し、6月2日に仮契約を締結いたしました。

よって、地方自治法第96条第1項第5号の定めによる、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に該当することから、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

9番、月岡清孝議員。

○9番（月岡清孝君） すみません、議運の委員長として暫時休憩を求めたいんですけれども、お願いします。

〔「すみません、ちょっとマイク使って」と呼ぶ者あり〕

○9番（月岡清孝君） すみません、議運の委員長として暫時休憩をちょっと求めます。

○議長（古坂勇人君） ただいま議運の委員長のほうから提案ありました。

これより暫時休憩といたします。再開は1時50分をお願いします。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時46分

○議長（古坂勇人君） 会議を再開します。

本案に対する質疑を行います。

10番、柴田孝議員。

○10番（柴田 孝君） 1点だけお願いします。

契約工期を教えてくださいと思います。

工期、いつまでなのか。

○議長（古坂勇人君） 若菜建設環境課長。

○建設環境課長（若菜聖史君） 履行期限は来年の1月6日としてございます。

○議長（古坂勇人君） 10番、柴田孝議員。

○10番（柴田 孝君） ありがとうございます。

以上です。

○議長（古坂勇人君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「ありません」「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 契約の締結について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古坂勇人君） 日程第12、議案第4号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第4号 財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、取得する財産及び数量でございますが、主なものは、会議用テーブル45台、会議用椅子103脚等でございます。

次に、取得の目的でございますが、新公民館建設に伴い、現公民館で使用している備品の中で、経年劣化が著しく使用に耐えられないものについて、今回購入するものであります。

購入に当たり、去る5月11日に指名競争入札を執行したところ、792万円で千葉市中央区都町2丁目19番3号、株式会社千葉測器、代表取締役中村卓見氏が落札し、5月13日に仮契約を締結いたしました。

よって、地方自治法第96条第1項第8号の定めによる議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定に該当することから、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

4番、池沢俊雄議員。

○4番（池沢俊雄君） ちょっと何点か確認します。

先ほど町長の説明の中で、什器等でテーブルが45台、椅子が103という説明がございまし

たけれども、そのほかに何か備品類であるのか。ちょっとそこをまず1点お聞きします。

○議長（古坂勇人君） 答弁を求めます。

松本生涯学習課長。

○生涯学習課長兼公民館長（松本昌久君） お答えします。

ほかの備品としては、図書の貸出窓口で使用する椅子4脚、長机1つ、図書用の引き出しワゴン2個、風除室に傘立てを2個、和室に座卓6個、学童のほうで傘立てが1つとベッドが1つ、図書スペースで閲覧の学習机が12、同じくそこで使う椅子が12、スツール閲覧用、これは背もたれのない椅子になりますが、図書の閲覧用として10個、児童用テーブルが2個、児童用の椅子が6個、図書用のワゴン、それが2つ、交流ラウンジにテーブルが4つ、椅子が16、調理室に講師用テーブル1つ、スツールの椅子が6個、これも背もたれのないものになります。先ほど言いました机に含まれるんですが、講義室に机が15、椅子が43。この椅子の台車ですね。それが2。講堂で机が30、椅子が60、椅子の台車が2。これが全てであります。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 4番、池沢俊雄議員。

○4番（池沢俊雄君） 詳細にご説明いただきましてありがとうございます。

この中で一番金かさ、お金がかかったものは何だったのか。ちょっとご説明いただきたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 松本生涯学習課長。

○生涯学習課長兼公民館長（松本昌久君） 説明の中で、図書スペースで閲覧の学習机。それに伴う椅子等ですが、その机が一番高かったと思います。

以上です。

〔「金額は」と呼ぶ者あり〕

○生涯学習課長兼公民館長（松本昌久君） 金額が、設計の単価で13万4,100円です。1台。

〔「1台が13万円ですね」と呼ぶ者あり〕

○生涯学習課長兼公民館長（松本昌久君） はい。

○議長（古坂勇人君） 4番、池沢俊雄議員。

○4番（池沢俊雄君） それじゃ最後にお聞きしますけれども、先ほど町長が言ったテーブル45台と椅子103個という町長の説明ですけれども、この金額は大体お幾らぐらいになったんですか。

○議長（古坂勇人君） 松本生涯学習課長。

○生涯学習課長兼公民館長（松本昌久君） テーブルにつきましては1台4万9,300円。椅子が9,100円で設計しております。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 4番、池沢俊雄議員。

○4番（池沢俊雄君） 額をもうちょっと。掛け算すれば分かるんですけども。額を聞いたかったんですけども。単価が分かれば額は分かりますから、それで結構です。ありがとうございました。

○議長（古坂勇人君） 質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（古坂勇人君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第4号 財産の取得について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古坂勇人君） 日程第13、議案第5号 令和4年度長柄町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第5号 令和4年度長柄町一般会計補正予算（第2号）の提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は、一般会計の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億443万1,000円を追加し、補

正後の予算総額を41億8,313万2,000円とするものであります。

主な内容は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の本省繰越し分を活用して、こども園や小中学校の手洗い場の自動水栓化、日吉小学校と長柄中学校の更衣室の改修、町民体育館や武道館のトイレの改修、防災や防疫に係る備品購入など、また、その他には新型コロナウイルスに係る4回目のワクチン接種に係る経費、子育て世帯や非課税世帯への臨時特別給付金など予算計上をするものであります。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては、企画財政課長に補足説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） それでは、議案第5号 長柄町一般会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに歳出の内容からご説明いたします。

補正予算書の14ページ、15ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費、10節需用費2万1,000円の増は、本年3月31日付で議員1名が辞職したことに伴い、補欠選挙で選任される議員1名分の議員章やアクリルプレートなどの消耗品費でございます。

続きまして、2款1項3目防災対策費、11節役務費1万円の増は、航空法の改正に伴いまして、保有するドローンの登録制度が6月から施行される旨の通達が国土交通省からあったことによる登録手数料でございます。

同じく6目財産管理費、01細目財産管理事業、11節役務費13万5,000円の増は、新公民館のプレオープンに伴う建物の保険料でございます。

04細目庁内ネットワーク管理事業、12節委託料796万4,000円の増は、マイナンバーカードと連携し、児童手当や介護認定の申請などがスマートフォンで容易にできるよう、サーバーのセキュリティ強化等のシステム構築を行うものでございます。

続きまして、7目企画費、12節委託料130万円の減は、当初予算で計上しておりました特産品開発業務を地方創生臨時交付金事業で実施することとし、科目変更に伴う減額でございます。

8目交通安全対策費、10節需用費1万7,000円の増は、経済情勢の急変による回転灯の電気料金を増額補正するものでございます。

9目諸費、01細目諸費、18節負担金補助及び交付金1,063万円の増は、八反目集会所の新築及び辺田集会所の修繕工事の申出に伴い、自治会集会施設等整備事業補助金の増でございます。

02細目防犯灯事業、10節需用費90万7,000円の増は、経済情勢の急変による防犯灯の電気料金を増額補正するものでございます。

10目無線共聴施設保守管理事業費、10節需用費6万円の増は、同じく経済情勢の急変による地デジ難視対策施設の電気料金の増でございます。

次のページをお願いいたします。

12目地方創生臨時交付金事業費、01細目防疫体制強化事業、10節需用費の5万円の増は、消毒液やゴム手袋等の消耗品費でございます。

12節委託料264万円の増は、行政手続における書面や押印、対面等の規制の見直しを行い、申請手続等の簡素化を図ることにより接触機会を軽減するものです。

17節備品購入費10万6,000円の増は、会議室用パーティション等の備品購入費です。

02細目防災力向上事業、17節備品購入費237万円の増は、LED投光器及びバッテリーといった備品を購入するものでございます。

03細目テレワーク推進事業、14節工事請負費133万5,000円の増は、役場やこども園でのウェブ会議がスムーズとなるよう、会議室に無線アクセスポイントを設置するものでございます。

04細目子育て環境整備事業、14節工事請負費216万円の増は、こども園における手洗い場を自動水栓とするものです。

17節備品購入費190万5,000円の増は、加湿空気清浄機やシューズラック、パーティション等を購入し、感染リスクの軽減を図るものです。

05細目図書室パワーアップ事業、10節需用費9万4,000円の増は、図書用の背ラベル等を購入し、蔵書システムとの連動を図ることによる利便性の向上及び管理体制の強化を図るものです。

17節備品購入費79万5,000円の増は、生涯学習に関する町民ニーズに応えるため、図書及び電子図書等の備品を購入するものです。

06細目学校施設環境整備事業、14節工事請負費2,827万円の増は、小中学校の手洗い場の自動水栓化、日吉小学校の職員トイレ及び更衣室の整備、長柄中学校の更衣室の改修を行うものです。

17節備品購入費161万8,000円の増は、長柄中学校におけるマリimbaやチューバ、クラリネット等の楽器を購入するものです。

07細目特産品開発業務、12節委託料130万円の増は、町内の事業者や千葉大学と連携して、農産物を活用した新たな特産品開発を行うものです。

08細目公共交通事業者支援金、18節負担金補助及び交付金100万円の増は、利用者が減少する路線バス事業者に対して支援金を交付するものです。

09細目観光プロモーション事業、12節委託料263万2,000円の増は、ラジオを活用した情報発信や遊び方ガイドブックの改訂、ウェブ版サイクルマップの作成を行うものです。

10細目農業者経営継続支援給付金、11節役務費16万円の増は、給付金の振込手数料です。

18節負担金補助及び交付金910万円の増は、新型コロナウイルス感染症の影響により農業収入が減少した農家に対し、上限5万円の給付を行うものです。

11細目スマート農業推進事業、18節負担金補助及び交付金163万円の増は、ロボットやICT等の先進技術を活用した農業機械を購入する際、購入額の50%を交付するものです。

次のページをお願いいたします。

12細目公共施設トイレ改修事業、14節工事請負費651万2,000円の増は、町民体育館及び武道館のトイレの洋式化及び自動水栓の改修を図るものです。

13細目公民館環境整備事業、17節備品購入費11万7,000円の増は、教室やイベントの際に使用するワイヤレスマイクを購入するものです。

続きまして、3款1項1目社会福祉総務費、10節需用費20万円の増は、ラベルシールやプリンタートナー等の消耗品費、送付用封筒の印刷製本費です。

11節役務費3万8,000円の増は、通知書等の郵送料及び給付金の振込手数料です。

12節委託料82万円の増は、給付金の給付に係るシステム改修費です。

18節負担金補助及び交付金750万円の増は、低所得世帯及び家計急変世帯に対し、1世帯当たり10万円、75世帯分の給付金を計上するものです。

2項2目児童措置費、10節需用費5万円の増は、ラベルシールやプリンタートナー等の消耗品費です。

11節役務費2万6,000円の増は、通知書等の郵送料及び給付金の振込手数料です。

12節委託料16万5,000円の増は、給付金の給付に係るシステム改修費です。

18節負担金補助及び交付金350万円の増は、低所得世帯の子供1人当たり5万円、70人分の給付金を計上するものです。

4款1項2目予防費、1節報酬6万円の増は、ワクチン接種に際し、健康被害が出た方の調査検討を行う際の委員報酬です。

次のページをお願いいたします。

7節報償費290万1,000円の増は、時間外や休日に協力をいただく医療機関への謝金や集団接種における医師、看護師への報償金です。

8節旅費8,000円の増は、集団接種時の医師、看護師の費用弁償を計上するものです。

10節需用費2万円の増は、集団接種で使用する除菌クロスやフェースシールド等の消耗品費です。

11節役務費4万3,000円の増は、集団接種における医療従事者向けの保険料です。

12節委託料10万4,000円の増は、ワクチン接種に伴うコールセンター予約システムの改修費です。

続きまして、5款1項3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金140万円の増は、農業用機械の購入申出に伴う農林業等振興事業補助金の増です。

6款1項3目商工観光費、12節委託料100万円の減は、当初予算で計上していたサイクルマップ作成業務を地方創生臨時交付金事業で実施することとし、科目変更に伴う減額補正です。

7款2項1目道路維持費、14節工事請負費1,800万円の増は、交付税措置がなされる公共施設等適正管理推進事業債の対象期間が、今年度から5年間延長されたことに伴いまして、事業の推進を図るものです。

続きまして、2目道路改良費、14節工事請負費800万円の増は、国庫補助金の増額内示に伴い事業の推進を図るものです。

次のページをお願いいたします。

03細目町道3004号線交差点改良事業、12節委託料400万円の増は、地元自治会の要望による交通安全対策事業として交差点改良の予備設計業務を行うものです。

9款2項1目学校管理費、14節工事請負費789万4,000円の減は、長柄小学校のトイレ補修工事において、現地精査の結果10万6,000円の増額補正を行うとともに、当初予算に計上していた日吉小学校職員トイレ及び2階更衣室整備工事は、地方創生臨時交付金事業で実施することとし、科目変更に伴う800万円の減でございます。

3項1目学校管理費、14節工事請負費1,000万円の減は、同じく当初予算に計上していた長柄中学校プール更衣室整備工事を地方創生臨時交付金で実施することとし、科目変更に伴

う減額補正を行うものです。

5項1目保健体育総務費、14節工事請負費500万円の減は、同じく当初予算に計上していた町民体育館1号館トイレ改修工事を地方創生臨時交付金で実施することとし、科目変更に伴う減額でございます。

2目武道館費、14節工事請負費74万8,000円の減、こちらも同じく武道館男子トイレ改修工事を地方創生臨時交付金事業で実施することに伴う減額でございます。

歳出の説明は以上です。

続きまして、歳入を説明いたします。

戻りまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

16款1項2目衛生費国庫負担金183万2,000円の増は、ワクチン接種事業に係る国庫負担金です。

2項1目民生費国庫補助金1,229万9,000円の増は、子育て世帯生活支援特別給付金及び非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る国庫補助金です。

4目衛生費国庫補助金23万5,000円の増は、ワクチン接種に係る国庫補助金です。

5目土木費国庫補助金370万6,000円の増は、町道3033号線道路改良事業の今年度の国庫補助金が示されたことによる増額を行うものです。

6目総務費国庫補助金6,766万1,000円の増は、コロナ対策事業に充当する地方創生臨時交付金及びマイナンバーカードと連携した行政手続オンライン化に充当するデジタル基盤改革支援補助金を計上するものです。

続きまして、17款2項3目衛生費県補助金106万9,000円の増は、ワクチン接種に協力いただく医療機関への謝金の財源とする県補助金でございます。

次のページをお願いいたします。

20款1項2目公共施設整備等基金繰入金1,800万円の減は、日吉小職員トイレ及び2階更衣室整備工事、長柄中学校プール更衣室整備工事の財源を地方創生臨時交付金とすることに伴う減額補正です。

21款1項1目繰越金1,492万9,000円の増は、財源不足分を前年度繰越金で賄うものでございます。

23款1項3目土木債2,070万円の増は、町道3033号線道路改良事業に公共事業等債270万円を充当するとともに、舗装修繕事業に公共施設等適正管理推進事業債1,800万円を充当するものです。

歳入の説明は以上です。

併せて、地方債補正を行っておりますので、4ページ、5ページをご覧ください。

公共事業等債を4,880万円から270万円増額し、5,150万円に変更します。また、土木債の公共施設等適正管理推進事業債を1,800万円追加いたします。

起債の方法、利率、償還の方法は従前のものと相違ございません。

以上、一般会計の補足説明といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

4番、池沢俊雄議員。

○4番（池沢俊雄君） それじゃ何点か質問させていただきます。

まず、補正の17ページの地方創生臨時交付金事業費のうちの、先ほど三枝議員が午前中一般質問しました農業者経営継続支援給付金、1世帯当たり5万円が上限だという説明でございましたけれども、この農業者というのは水稻だけじゃなくて、畑作とか、そういう全ての農業者を対象にしているのか。それとまた、5万円の上限ですので、補助要綱でやるのかどうかちょっとまだ分かりませんが、この交付金が幾らから幾ら。例えば、1万円から5万円の交付になるのかということ、仮ですけれども、その金額は。そういうことが決定しているのかどうか。要綱ですね。補助金であれば補助金要綱の内容をちょっとご説明いただければというふうに、まず思います。まずそれを質問させていただきたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

小泉産業振興課長。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えいたします。

水稻に限らず、全ての農業収入申告があったものに対象となります。

また、上限5万円が幾らからというご質問でございますが、1,000円から……

〔「1,000円」と呼ぶ者あり〕

○産業振興課長（小泉義彦君） はい。対象となって、1,000円に満たないものは支給しないという要綱の、今予定しております。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 4番、池沢俊雄議員。

○4番（池沢俊雄君） 今金額がご説明いただきましたので分かりましたけれども、ちょっとその金額に至るまでの計算式といいますか、そういうものがまだ確定をしているのか、して

いないのか。予定をしているのであれば、その内容をちょっとご説明いただければと思います。

○議長（古坂勇人君） 小泉産業振興課長。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えします。

5万円の根拠とかでよろしいですか。じゃなくて、総額の根拠と。

〔「1,000円の人もあるし、5万円の人もあるわけですね。そうすると、その根拠があるわけですね。あなたは1,000円、あなたは5万円という根拠があると思うんですけども。この根拠。根拠はどうなるの。どうなる。計算上どうなるの」と呼ぶ者あり〕

○産業振興課長（小泉義彦君） 農業者の申告で、農業収入が令和2年と3年を比較して、減少している方で、収入減少額の8割。

〔「減収8割」と呼ぶ者あり〕

○産業振興課長（小泉義彦君） はい。最大5万円ということになります。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 4番、池沢俊雄議員。

○4番（池沢俊雄君） じゃそのことは分かりました。ありがとうございます。

次に、この補正予算の中で、15ページですけれども、幾つか細かい数字が上がってきていますけれども、まず、議会の消耗品、現況は9万7,000円あるんですけども、今回2万1,000円の補正だって、これは分かりました。議員章とかいろんなものが8月予定されている選挙で当選した方にやるもので、9月補正では間に合わないということで、今回補正で上がってきているということだと思いますけれども、私がちょっと分からないのは、この交通安全対策費と諸費、それと無線共聴施設保守管理事業費ですよね。光熱水費、3点ありますけれども、これについては、現計予算が交通安全対策費では9万4,000円、諸費では313万7,000円、無線共聴施設では25万2,000円の現在予算がありますけれども、これの予算があるのに、9月補正まで、なぜこれ補正が待てないのか。その理由がちょっと分かりませんので、ご説明をいただきたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 内藤総務課長。

○総務課長（内藤文雄君） ご質問にお答えします。

議員さんのご質問は、全て電気料に関わるものでございまして、回転灯や防犯灯、1,400灯程度ありますが、それらの電気料につきまして、定額でありまして、前金払いが得だとい

うことで、前期に一括で払う契約となっております、このような結果となっております。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 4番、池沢俊雄議員。

○4番（池沢俊雄君） そういうことであれば、しょうがないということになります。分かりました。

私の質問は現状以上です。

○議長（古坂勇人君） 質疑ありませんか。

4番、池沢俊雄議員。

○4番（池沢俊雄君） すみません。もう一点、じゃ質問させてください。

地方創生臨時交付金事業ですけれども、先ほどの説明の中で、この3月の当初予算に計上されている予算が科目変更ということで、今回は科目変更というよりも、交付金事業としてなされたということだと思いますけれども、なぜこの3月の時点で交付金事業にしなかったのか。

それと、この地方創生交付金事業ですけれども、先ほど本吉議員の中でも質問ありましたけれども、今後3,790万円の交付金事業はこれからだというような予算措置が説明ありましたが、今回、6,300万円ほど予算措置がされていますけれども、なぜ二本立てになるのか。経済対策については、今回6,300万円ということですか。あと物価対策ですか。そういうものについては、今後の3,790万円という、この項目が分かれていると思うんですけれども、地方創生で、今回この補正に上げてもらってあるやつについては、普通は単独でやろうとしたものが交付金事業に振り替わったという捉え方ですよね。なぜ、当初そういうことが考えられなかったのかということ、まずお聞きしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

まず、現在ご提案させていただいております補正予算につきましては、いわゆる国のほうで繰越しをしております本省繰越しという予算でございます、額としては、昨年12月の末に全国の市町村に示されているわけなんですけれども、年度末に差しかかったというか、年度末の状況で、全国の市町村もばたばたしているというところで、使えるものについては速やかに使ってよろしい。使えなかったものについては、本省分で繰り越すので、新年度においてやってくださいということで、近隣の市町村等においても、急ぎでやっていた、例え

ば学校関係の手上げをして、補助金の裏負担分に回すとか、そういうのは令和3年度中にも支出をさせていただきました。残っている額の分について、今回出させていただきますのでございます。それが1点。

それから、予算の組替えの関係でございますけれども、国から示されておりますQ&Aにおきましても、既存の予算化事業の組替えも可としていいよということで示されております。これにつきましては、コロナ対策ということで幅広く市町村の判断によってやっていいよという一方で、国・県のほうから、こういうのはやっちゃいけないよというような、そういうQ&Aがあるんですけれども、それら一つずつを少し照らし合わせて、千葉県としても、うちのほうでいいますと県の市町村課とかに問合せ等を行った上で、好ましい可能なものということでやるものでございます。

町の一般財源、財政支出を抑えるということの目的にも資することにもなるかというところが1点なんです、これはご存じのとおり、今後の実施計画とか、その辺に位置づけております、これから大きな事業が軒並み並んでおりますので、それらをこの辺の一般財源の組替えによって、前倒しのような形でやることも可能かと思えます。

また、実質収支等は上昇しますので、こういって頂くお金がある。町の単費でやらなくなるということもありますので、ちょっと簡単に言いますと、もしも町民に還元するお金が一旦なくてということになった場合には財調等に積み立てるとか、そういうことも、内容によっては可能ではないのかなというふうに、私は考えるところでございまして、将来的な町の一般財源等を圧迫するといいますか、それと逆のことになるかというふうに考えておりまして、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

お答えになっていましたでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 4番、池沢俊雄議員。

○4番（池沢俊雄君） やはり、この交付金適用事業に充てたという結論だと思いますけれども。そうすると、交付金事業で充てたものについては、最初は町単独事業ということで考えていたわけですが、その差が何千万という数字が上がってきますよね。それを今、この補正予算では基金に戻していますけれども、町民要望が結構あると思うんですよ。基金に戻すよりも、町民から要望されている事業がいっぱいあると思うので、そういうものに本来は充ててほしいなというふうに、私は思いますけれども。その辺をどうなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（古坂勇人君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

私の答弁が足らなかった部分の補完と思われませんが、まさにおっしゃるとおりでございます。まず第一には町民への還元と申しますか、必要な事業に充てるというところでございます。後段申し上げたところにつきましては、もしもその辺の実質収支の関係が上がるようなことがあった場合にはというところでございます。そのように心がけて努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古坂勇人君） 4番、池沢俊雄議員。

○4番（池沢俊雄君） ひとつ町民のために、ひとつ財政頑張っていたきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（古坂勇人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第5号 令和4年度長柄町一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は2時40分といたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時37分

○議長（古坂勇人君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古坂勇人君） 日程第14、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員会委員であります山本岩男氏の任期が6月9日に満了を迎えます。

つきましては、その後任といたしまして、石井正信氏を選任いたしたいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

石井氏は、42年間長柄町職員として本町の発展に尽力いただき、本年3月31日に定年退職されました。在職中は、税務住民課長、産業振興課長、総務課長を歴任され、地域の固定資産に関する実情に精通されております。また、識見豊かで、かつ実直、信望も厚く、優れた人格は固定資産評価審査委員会委員として最適任者と考えますので、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採択したいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 異議なしと認めます。

この採択は挙手によって行います。

同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎請願第1号、請願第2号の上程、説明、採決

○議長（古坂勇人君） 日程第15、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願及び請願第2号 「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、いずれも教育に関する請願でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案につきましては、紹介議員であります星野一成議員に趣旨説明を求めます。

8番、星野一成議員。

○8番（星野一成君） 8番、星野です。

それでは、私からは、請願第1号及び請願第2号の説明をいたします。

「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」、並びに「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を令和4年5月11日に受理しています。

請願者は、子供たちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、秋田秀博様です。

紹介議員は、星野一成であります。

要旨として、義務教育に関する2件の請願を貴議会において採択していただき、政府宛てに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国民にひとしく義務教育を保障するという観点を含め、国の責務であり、その財政的裏づけとして設けられたのが、義務教育費国庫負担制度です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたり、削られてしまった場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。

立て続けに起こる災害、現在のコロナ禍にあっても、私たちには日本の未来を担う子供たちを心豊かに教え、育てる使命があります。そのためにも、義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の拡充を強く要望します。

令和4年6月7日提出。

長柄町議会議長、古坂勇人様。

請願第1号、第2号共に、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を提出していただきたく、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（古坂勇人君） この請願第1号及び第2号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号及び第2号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 異議なしと認めます。

これより採択いたします。

この採択は挙手によって行います。

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

請願第2号 「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

したがって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（古坂勇人君） お諮りいたします。

ただいま星野一成議員から発議案2件が提出されました。

これを日程に追加したいと思います。ご意見ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案2件を日程に追加することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は3時ちょうどといたします。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 2時52分

○議長（古坂勇人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、追加日程した議案等につきましては、お手元に配付したとおりであります。

◎発議案第1号、発議案第2号の上程、採決

○議長（古坂勇人君） 追加日程第1、発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書、発議案第2号 国における2023年度教育予算拡充に関する意見書、いずれも教育関係に関する発議案でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りいたします。

本発議案2件は、採択された請願に伴う意見書でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 異議なしと認めます。

採択いたします。

発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

したがって、発議案第1号は原案のとおり採択することに決定いたしました。

発議案第2号 国における2023年度教育予算拡充に関する意見書について、原案のとおり採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（古坂勇人君） 挙手全員。

したがって、発議案第2号は原案のとおり採択することに決定いたしました。

本意見書につきましては、議長をしてしかるべき措置を取りますので、ご了承願います。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（古坂勇人君） 以上で本定例会の会議に付議された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

お諮りいたします。

本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長一任にお願いしたいと思います
が、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古坂勇人君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていただきます。

会議を閉じます。

これをもちまして、令和4年長柄町議会第2回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時54分